

令和7年度3月定例記者会見 次第

日時：3月25日（水）15時00分

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕市長、副市長、教育長、関係課（下記参照）

1 市長あいさつ

2 案件

①狭あい道路整備事業（田出浦線）の完成について

【市長発表】
建設課

②糸島市カスタマーハラスメント対応方針の策定について

【市長発表】
総務課

③新町支石墓群史跡公園の開園について

【市長発表】
文化課

④ボール遊びができる公園の完成について

【市長発表】
都市施設課

⑤子育て環境応援！公園の遊具整備について

【市長発表】
都市施設課

3 懇談・その他

■次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：4月27日（月）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室

生活道路の充実で市民生活の安全を守る 狭あい道路整備事業（田出浦線）の完成について

地域集落の生活用道路のうち、幅員が狭いことで緊急車両の通行や車両の離合が困難な「狭あい道路」について拡幅工事を進めています。これにより、緊急車両の進入確保や、利便性の向上を図ります。

この度、令和4年度から着手いたしました、西堂行政区内の当該事業が令和8年3月23日に完了しました。

工事が完了した道路	
路線名	田出浦線（西堂）
路線の特徴	主要地方道大野城二丈線・福岡早良大野城線へのアクセス道路
工事区間延長	L = 290m
全幅員	【改良前】2.4~3.6m 平均幅員 3.0m 【改良後】4.0m
事業期間	令和4年度～令和7年度 令和4年度：道路詳細設計業務、令和5～7年度：道路拡幅工事
総事業費	約7,600万円
工事完成日	令和8年3月23日（月）
位置図	

【改良前】

幅員が狭く道路側溝が不十分

着手前幅員：2.8m



着手前幅員：3.5m



【改良後】

幅員を確保し道路側溝を新設

着手後幅員：4.0m



着手後幅員：4.0m



【問い合わせ先】

糸島市 建設都市部 建設課

建設係 担当：古川・今井

電話番号：332-2076

メール：kensetsu@city.itoshima.lg.jp

職員を守り、質の高い市民サービスを継続する 「カスタマーハラスメント対応方針」を策定

本方針は、社会的な問題となっているカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）が発生した際に、職員が冷静かつ適切に対応できるように、本市の基本的な考え方と対応の指針を定め、本年4月から運用を開始します。

【背景と目的】

法的義務化と本市の状況により、職員が安心して職務に専念できる職場環境を確保するとともに、安定した行政サービスの提供を継続することを目的として本方針を策定しました。

- ・カスハラ対策は雇用管理上の措置義務（改正労働施策総合推進法〔令和7年6月11日公布〕）
- ・市民等によるカスハラが、職員の心身の健康を損ね、業務の遂行に支障をきたしている事案もあり、結果として市民サービスの低下を招く恐れがある。

【市の基本的な考え方】

本市は、公平かつ適切な行政サービスの提供を最優先としつつ、カスハラに対して組織として毅然とした態度で対応するため、以下の3つを基本理念とします。

1. 職員の保護
2. 業務効率の向上
3. 組織の信頼性の向上



【本方針の主なポイント】

1. カスハラ判断基準と対応を明示
 - ・職員がカスハラに該当する要求や言動を適切に判断でき、該当する場合は、警告を行ったり、対応を中止したりする。
 - ・職員や来庁者に危害が加えられる恐れがある場合は、直ちに警察に通報するなど、関係機関と連携して対処する。
2. 「毅然さ」と「傾聴」の両立

不当な要求や言動には組織として毅然と対応する一方、市民の皆さまからのご意見やご要望には、切実な思いなどが含まれることを認識し、これまで同様、真摯に耳を傾ける姿勢を継続する。
3. 職員が孤立しない組織的な対応体制の強化
 - ・職員全体の窓口対応力向上を図り、職員が一人で抱え込まないよう、上司、関係部署、総務課などが連携して対応する体制を構築する。
 - ・職員に対する要求内容や要求の手段・態様が悪質であると判断した場合は、警察や弁護士などの専門機関に相談するなど法的対応を行う。

【今後の取組】

- ・ 職員研修を実施
 - ・ 市役所や関係施設にポスターを掲示するなどの啓発活動
- ※この他、効果的な取組を検討し、取り入れていきます。

【カスハラに該当する例】



※例示であり、これらに限定されるものではありません。

【問い合わせ先】

糸島市 総務部総務課

人事・研修係 担当：森本

電話番号：332-2100

メール：somu@city.itoshima.lg.jp

系島市
カスタマーハラスメント対応方針

令和8年3月
総務部総務課

目次

1. はじめに	1
2. カスタマーハラスメントの定義.....	1
3. カスタマーハラスメント該当事案の整理.....	3
4. カスタマーハラスメントの判断基準	4
5. カスタマーハラスメント対応手順.....	5
6. カスタマーハラスメントに強い組織づくり	7

1. はじめに

(1) 対応方針の必要性

令和6年6月21日付で総務省から発出された「地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について」では、顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）の防止対策については、事業主が行うことが望ましい取組とされています。

また、改正労働施策総合推進法（令和7年6月11日公布）では、カスタマーハラスメント対策がハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務とされているため、地方公共団体においても、行政サービスの利用者等からの言動で、その対応を打ち切りづらい中で行われるものであって、業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするものに関する苦情相談があった場合に、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図ることが首長の責務とされています。

本方針は、近年の社会的な背景も踏まえ、カスタマーハラスメントが発生した際に、職員が冷静かつ適切に対応できるように、本市の基本的な考え方と対応の指針を示すものです。

(2) 市の基本的な考え方

市は、公平かつ適切な行政サービスの提供を最優先としつつ、職員が安心して職務に専念できる職場環境を確保するため、カスタマーハラスメントに対して組織として毅然とした態度で対応することを基本とします。

「職員の保護」「業務効率の向上」「組織の信頼性向上」の3点を念頭に置き、カスタマーハラスメント対策に取り組んでいきます。

(3) 職員としての心構え

地方公共団体職員として、カスタマーハラスメントへの適切な対応は極めて重要です。まず、職員一人ひとりが「不当な要求や暴言には毅然と対応する」という基本姿勢を持ち、理不尽な言動に対しては冷静かつ客観的に状況を把握し、上司や関係部署と連携して対応することが大切です。

一方で、市民からの苦情や要望の中には、切実な思いや誤解に基づく表現が含まれる場合もあります。そのため、安易にカスタマーハラスメントと決めつけず、まずは相手の意図や背景を丁寧に聞き取り、真摯に対応する姿勢を忘れてはいけません。

職員は「毅然さ」と「傾聴」を両立させ、公共サービスの担い手としての誠実さを保ちながら、自身と組織を守る意識を持つことが、カスタマーハラスメント対応における、職員としての基本的な心構えとなります。

2. カスタマーハラスメントの定義

近年、地方公共団体においても、来庁者や電話・メール等による苦情相談等の際に、職員へ著しく過度な言動が向けられる事例が見受けられています。こうした行為は、職員の業務遂行に支障をきたすのみならず、心身の健康を脅かす要因となり得ます。

本市では、市民サービスの維持向上を図る上で、職員が安心して業務に専念できる環境の整備が重要であると考え、「カスタマーハラスメント」を以下のとおり定義します。

(1) 定義

この方針におけるカスタマーハラスメントとは、市民、取引業者、本市の施設利用者その他本市が行う事業に関係を有する者から職員に対して行われる、社会通念上許容される範囲を超えた迷惑行為であって、職員の就業環境を害するものを指します。

(2) 具体的な例

以下のような行為は、カスタマーハラスメントに該当します。

- ・執拗な発言や同様の内容の繰り返しによる長時間対応の強要
- ・高圧的・威圧的な言動や人格を否定するような発言
- ・暴言、脅迫、差別的発言など、職員の尊厳を著しく傷つける言動
- ・繰り返しの来庁や電話による業務妨害
- ・正当な理由のない謝罪・対応の要求

3. カスタマーハラスメント該当事案の整理

以下に、カスタマーハラスメントに該当すると判断される主な言動例の類型を示します。

類型	主な言動例	説明
時間拘束型	長時間の居座り・電話	正当な業務範囲を超えた過度な拘束により、職員の業務遂行を妨げる行為
リピート型	頻繁な来庁・電話、複数部署への同一クレーム	要望や苦情を何度も繰り返し、不必要な対応を強いることで業務に支障を及ぼす行為
暴言型	侮辱的、差別的な発言、大声での叱責	職員の尊厳を著しく傷つける威圧的・攻撃的な言動
暴力型	暴力的行為（殴打、蹴り等）、机を強くたたく、器物破損	身体的危害または脅威を加える行為
脅迫型	SNS での晒しをほのめかす、凶器等の持参や発言による危害の予告	職員や組織に恐怖を与える目的で威嚇的言動を行う行為
謝罪要求型	根拠なく謝罪を強要、土下座の要求	不当または過剰な謝罪要求により、職員を精神的に追い込む行為
権威型	優位な立場を利用し特別扱いを要求	職員に対し不公平な対応を求めたり、威圧的態度をとったりする行為
揚げ足取り型	言葉尻を捉えて攻め立てる、同じ質問を繰り返す	意図的に誤解や失言を誘導し、職員を不当に責める行為
正当性欠如型	本市に関係のない苦情・要求、制度上不可能な要望	行政対象外または根拠のない要求により対応が困難になる行為
SNS/インターネット上での誹謗中傷型	インターネット上に職員個人の名誉を毀損する、またはプライバシーを侵害する情報を掲載する	インターネット上に職員個人の名誉を傷つける情報や個人情報を無断で公開する行為
セクシュアルハラスメント型	わいせつな発言・接触、職員への執拗な付きまとい	性的な言動により職員の尊厳や安全を脅かす行為

カスタマーハラスメントは、職員の心身の健康を損ない、行政サービス全体の質を低下させる可能性があります。本市では、このような事案について職員の個別対応ではなく、組織的かつ適切に対処する体制の整備を進めていきます。

4. カスタマーハラスメントの判断基準

本市では、カスタマーハラスメントに該当するか否かの判断を、以下の 3 つの観点に基づいて行います。

① 要求内容の妥当性

- ・事実や根拠があるか
- ・市に瑕疵・過失があるか
- ・過剰な要求や不当な言いがかりではないか
- ・どのような対応をすれば良いかわからない曖昧な要求ではないか
- ・市が対応できる内容であるか

② 手段・態度の社会通念上の許容性

- ・暴行、傷害行為ではないか
- ・脅迫、中傷、侮辱、名誉棄損ではないか
- ・繰り返される、執拗な言動ではないか
- ・不退去、居座り、監禁等の拘束的な行動ではないか
- ・差別的な言動ではないか
- ・職員個人への攻撃、要求ではないか

③ 職員の勤務環境への影響

- ・長時間拘束され、他の業務に従事できない状態になっていないか
- ・職員が就業できない状態になっていないか

上記 3 つの視点を総合的に勘案し、冷静かつ客観的に判断することが基本となります。

特に、当初は通常の対応範囲内であっても、対応の過程でハラスメント性の高い言動へ発展する場合もあるため、継続性や背景要因にも留意が必要です。

また、判断に際しては、1 人で抱え込まず、上司や同僚など複数人による共有と協議を行うことを原則とします。

なお、カスタマーハラスメントに該当するか否かの判断を行うための対応の一時中断や上司への相談のタイミングをすべて対応職員に委ねるのではなく、状況に応じて、上司・同僚が介入することも重要です。職員の孤立を防ぎ、適切な対応と支援体制を確保することで、健全な職場環境の維持と市民サービスの質の向上を図っていきます。

5. カスタマーハラスメント対応手順

(1) 共通対応フロー

① 初期対応: 冷静かつ丁寧に傾聴・説明

- ・市民の苦情相談等について丁寧に耳を傾け、可能な限り事実や制度の説明を行う。
- ・5W1H(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)により話の内容を把握し、「対象」「理由」「要求」などを特定する。
- ・感情的な状況でも、職員は感情的に反応しないよう努める。
- ・謝罪すべきことがない場合は、安易に「申し訳ありません」等、謝罪はしない。



② 言動がエスカレートした場合の対応: 中断・相談

- ・威圧的・執拗・暴言・人格否定等の言動が見られ、鎮静化の努力が効果を上げなかった場合、「少々お待ちください」等と伝え、その場で対応を一時中断し、上司または同僚に相談を行い、カスタマーハラスメントの判定基準(P4)により該当性を確認する。
- ・威圧的・執拗・暴言・人格否定等の言動があれば、対応している職員はその言動を復唱し周囲の職員が気づき、介入できるよう試みる。
- ・周囲の職員はカスタマーハラスメントに該当する可能性が見られた場合、中断の介入を行う。

※相手の言動に威圧感や攻撃性があり、心理的または身体的な危険を感じる場合は、一人で抱え込まず、速やかに上司や同僚に相談・連携することを最優先とする。状況に応じて、上司・同僚が介入することも重要である。過度な傾聴や、職員個人の判断による対応の継続が、ハラスメント行為を助長する可能性もあるため、初期段階での迅速な組織的判断と対応が極めて重要である。



③ カスタマーハラスメントと判断した場合の対応

- ・複数人で対応する。(原則1人で対応しない)
- ・必要に応じて当該職員に代わって上司、管理職が対応する。
- ・冷静かつ明確に「現在の〇〇という不当な言動や不当要求に該当します。これ以上続けるのであれば対応は終了します。」と伝える。
- ・相手が理由を尋ねてきた場合、該当する具体的な言動と基準を簡潔に説明する。
- ・「市では対応手順や基準を設けており、それに基づいた対応であること」を伝える。
- ・来庁の一般市民が危害を受けないようにする。



④ 悪化時の対応

- ・状況が悪化する場合には、担当課の課長等から退去命令を発し、退去命令に従わない、職員及び他の来庁者に危害を加える恐れがある場合は110番への警察通報を行う。担当課の課長等が不在の場合は、課長等の代決権者、近隣の課長等が退去命令を発する。退去命令を発した際には、公共施設管理課にも速やかに報告する。(参考:行政対象暴力

への対応について H29.11.30 総務部長通知)

【 職員の安全確保と柔軟対応の原則 】

- ・常に職員の身体的・精神的安全を最優先する。
- ・事態に応じて柔軟かつ冷静な対応を徹底する。
- ・1人で抱え込まず、必ず組織として共有・判断する。

(2) 動画・写真撮影及び録音行為への対応

苦情相談等の相手が、動画・写真撮影及び録音を行おうとしてきた場合、情報漏洩や事務執行に支障を及ぼす可能性があります。ご遠慮いただくようお願いしてください。

お願いに応じてもらえない場合は、SNS等で不特定又は多数の人に公開せず、個人の記録として撮影・録音等を行うことを確認してください。又、情報漏洩や事務執行に支障を及ぼさないよう、相手に撮影方法等についての配慮を求めてください。

撮影・録音等が行われる場合は、職員はできるだけ複数名で対応し、本指針のカスタマーハラスメント(「SNS/インターネット上での誹謗中傷型」や「脅迫型」など)に該当する行為が見られた場合は、対応できない旨を伝え、対応を終えます。

※動画・写真撮影は、来庁している市民やその他の関係書類等が映り込む可能性もあります。

※公開することを前提とする動画・写真撮影及び録音行為は、職員や組織に恐怖を与える目的で行っている威嚇的言動として「脅迫型」のカスタマーハラスメントに該当する可能性があります。

【行為別対応例】

行為類型	主な対応例
時間拘束型	・同じ内容が繰り返されるなど、状況が膠着した場合は、以下時間を目安に対処終了の判断を行い、対応終了する場合は、「これ以上の対応はできません」と明確に伝える。 ・終了意思を示しても継続する場合は「お引き取りください」と再度伝え、対応を終了する。 【対応終了を判断する目安時間】 ① 電話対応:30分 ② 対面対応:60分 ③ 執拗な暴言等がある場合:15分 ※事案によってはその後の職務遂行に支障が生じる場合もあることから、単に目安時間を経過しただけで対応を終了することがないように注意すること。
リピート型 揚げ足取り型 正当性欠如型	・同一内容で頻繁に来庁・電話がある場合は「次回以降は対応できません」と伝える。(違う内容である場合は話を伺う必要があります) ・言いがかり、行政サービスとして対応できないことの要求、一方的なクレーム、執拗な攻め立て等が繰り返し続く場合は、カスタマーハラスメントに該当するため応じられない旨を明確に伝え、対応を終了する。
暴言型	・罵声、侮辱、人格否定などは、カスタマーハラスメントに該当することを明確に告げ、対応継続不可を明示し「お引き取りください」と伝える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・差別的発言である場合には、差別的発言は容認できない旨を伝え、対応を終了する。必要に応じて、人権・男女共同参画推進課と連携し、庁内共有する。
暴力型 脅迫型	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力的言動や脅しには、距離を保つなど安全確保を優先しながら、記録を取る。 ・複数名で対応し、周囲の職員が必要に応じて警察へ通報する。
謝罪要求型	<ul style="list-style-type: none"> ・謝罪を要求する根拠を確認し、妥当性があるか確認する。 ・謝罪をする妥当性がない場合は、「適切な対応は行っています」と説明し対応を終了する。 ・謝罪が必要な場合は、謝罪対象を明確にしたうえで、そのことについてのみ謝罪する。 ・土下座の要求などには、通常の謝罪を超えている旨を伝え断る。
権威型	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な発言はせず、要求に応じることができない旨を明確に伝える。 ・名刺を要求された場合、名札を着用しており名刺は渡せないと断る。
SNS/インターネット上での誹 謗中傷型	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対する嫌がらせを目的(対応の記録以外のもの)とした撮影・録音行為は止めるように、相手に警告する。 ・警告しても撮影・録音を継続する場合は、これ以上対応できない旨を伝え、対応を終了する。 ・SNSなどで職員個人に対する誹謗中傷が確認された場合は投稿内容をスクリーンショット(日時、URL、投稿内容が分かるもの)などを撮り、証拠の保全をする。 ・所属長より総務課に報告し、法務局や違法・有害情報相談センターへの相談、掲載先のホームページ等への削除を求める。また、被害の程度に応じて警察や弁護士との相談を検討する。
セクシュアルハ ラスメント型	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的接触や性的発言には「不適切な言動です」と明確に拒否する。 ・録音・録画等により証拠を残すよう努め、再発防止策を講じる。 ・執拗な付きまとい、待ち伏せに対しては警察に連絡する。

6. カスタマーハラスメントに強い組織づくり

(1) 相談体制

カスタマーハラスメントを受けた職員は、所属内の管理職へ報告・相談し、事案の対応方法について協議を行うものとします。管理職はその内容を所属全体に周知し、同様の事案への対応力向上に努めます。

また、同様のカスタマーハラスメントが繰り返される可能性があるため、対応職員が孤立しないよう、事前の情報共有や役割分担の設定等による複数人での対応を基本とする体制づくりを進めていきます。

事案が起こった課、部で組織的に対応することが基本となりますが、全庁的な対応が必要な場合や専門的な判断が必要な際は、総務課へ相談し、適切な助言・支援を受けられるようにします。

カスタマーハラスメントに関する統括的な相談窓口を総務課に置き、法的な手続きが必要な場合は、市の顧問弁護士等に相談ができるようにします。

職員のメンタルケアについても外部相談窓口などを活用し、対応します。

(2) 職員への研修

職員が安心して業務に取り組める職場環境づくりを組織的に進めるため、カスタマーハラスメントの知識と意識の向上を図るための職員向け研修を実施します。研修内容は以下のよう
なことを想定しています。

- ・カスタマーハラスメントの基礎知識
- ・苦情・要望等の受け方、伝え方
- ・事例に基づく対応方法の習得
- ・自己防衛の技術（心構え・記録保存・冷静な判断力）
- ・メンタルヘルスケアに関する理解と支援制度の紹介
- ・階層に応じた研修

(3) 通話録音電話機器の活用

業務の公正かつ適正な執行を確保し、職員に対する不当な圧力の抑止、ならびに犯罪防止の観点から、導入済みの通話録音電話機器を活用します。

通話録音により、苦情対応の透明性を高めるとともに、事実確認や対応記録を容易にします。

無断で通話録音を実施することは法令上の問題はありませんが、基本的には「発言を正確に理解し、適切に対応するために録音させていただきます。」と録音実施を伝え、録音を開始します。

通話録音を伝えることで、本市のカスタマーハラスメント対応への理解促進につながることも考えられます。

また、全庁的に事前の自動アナウンス機能付通話録音電話機器が導入された場合には、その機能を活用し、対応を行っていきます。

(4) 事案の共有体制の整備

カスタマーハラスメントが発生した際、対応職員の負担軽減と再発防止のため、事案内容や対応方法の庁内共有体制を整備します。

具体的には、

- ・所属内での事案報告と対応状況の共有
- ・庁舎内での横断的な情報共有
- ・報告方法や所定様式の整備
- ・研修や事例集を活用した対応力の強化

などを推進することで、組織としての対応力を高めていきます。対応職員が孤立せず、常に複数人での検討・連携が可能な状態を維持します。

(5) 市民への周知

カスタマーハラスメントに対する本市の考え方や対応方針について、市民の理解促進のため、市ホームページ及び広報いとしま、庁舎内ポスター掲示による定義や具体的な事例、対応方針の周知を行います。

この取り組みにより、市職員が正当な苦情に誠実に対応する姿勢と、不当要求に対しては毅然と対応する原則を両立させ、来庁者の納得と信頼につながる応対を確保していきます。

資料添付

参考 カスタマーハラスメントが抵触する法律

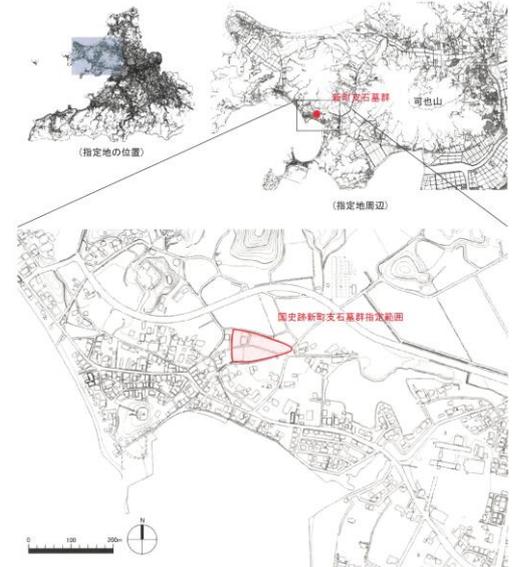
罪名	条文	概要	法定刑
傷害罪	刑法 204 条	人の身体を傷害する	15 年以下の拘禁刑、 50 万円以下の罰金
(例) 殴打してけがを負わせる、執拗な嫌がらせ電話によって精神疾患にさせる			
暴行罪	刑法 208 条	暴行を加えたものが人を傷害するに至らなかった	2 年以下の拘禁刑、 30 万円以下の罰金、 拘留、科料
(例) 蹴る、殴る、叩く			
脅迫罪	刑法 222 条	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫する	2 年以下の拘禁刑、 0 万円以下の罰金
(例) 「痛い目にあわせてやる」「ネットに写真をばらまく」「夜道に気をつけろ」と告げる			
恐喝罪	刑法 249 条1項	人を恐喝して財物を交付させる	10 年以下の拘禁刑
	刑法 249 条2項	人を恐喝して財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させる	
恐喝未遂罪	刑法 250 条	恐喝未遂	10 年以下の拘禁刑
(例) 規則違反を口実に、金品をだまし取ったり、支払いを免れたりする			
強要罪	刑法 223 条	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する	3 年以下の拘禁刑
(例) 「この場で土下座しなければ殴る」と告げ、土下座を強要する			
職務強要罪	刑法 95 条2項	公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないために、又はその職を辞させるために、暴行または脅迫を加える	3 年以下の拘禁刑、 50 万円以下の罰金
(例) 脅迫して有利な課税上の取り扱いを強要する			
名誉棄損罪	刑法 230 条	公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損する	3 年以下の拘禁刑、 50 万円以下の罰金
(例) インターネット上に名誉を毀損する情報を掲載する			
侮辱罪	刑法 231 条	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱する	1 年以下の拘禁刑も しくは30 万円以下の 罰金または拘留、科 料
(例) SNSに〇〇は「バカ」と書き込む			
公務執行妨	刑法 95 条1項	公務員が職務を執行するにあ	3 年以下の拘禁刑、5

害罪		たり、これに対して暴行又は脅迫を加える	0万円以下の罰金
(例) 職務執行中の公務員に対して、殴りつけたり、殺してやるなどと言って脅迫する			
威力業務妨害罪	刑法 234 条	威力を用いて人の業務を妨害する。	3年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
(例) 執拗な迷惑電話や脅迫的なメールを送り付け、業務を妨害する			
不退去罪	刑法 130 条	正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しない	3年以下の拘禁刑、10万円以下の罰金
(例) 庁舎管理者から何度も退去の要求を受けても退去しない			

新町支石墓群史跡公園の開園について

令和8年4月1日に新町支石墓群史跡公園が開園します

日本列島における稲作農耕文化を受け入れた時期の墳墓群として、全国的に有名な新町支石墓群の整備工事が完了する見込みとなり、令和8年4月1日に新町支石墓群史跡公園（以下、史跡公園）として開園することになりました。以下で史跡公園の概要等を紹介いたします。



・総面積 7,540 m²（公園 6,655 m²+駐車場 885 m²）

・公園は①史跡公園、②展示館、③トイレ、④駐車場からなります。

- ① 史跡公園には、令和4年の発掘調査で確認された支石墓と甕棺墓の原寸大の平面表示2か所、石棺墓の石材を用いた復元展示、休憩スペースとしての四阿などを設置しています。また、公園内の各所に説明板を設置しています。
- ② 展示館は平成5（1993）年に建てられたのち、30年以上経過したため、改修工事を行いました。改修に際して、説明パネルの更新を行うとともに、24号墓埋葬状況模型、支石墓構造模型、映像モニター等を新設しています。
- ③ 従来のトイレは展示館の東にあり、男女の区別がありませんでしたが、今回、新たに東側駐車場内に新設し、男女別に加えて、多目的トイレも設置しました。
- ④ これまで新町支石墓群に駐車場はありませんでしたが、普通車15台、大型車1台分の駐車場を新たに整備しました。



新町支石墓群史跡公園整備状況遠景（北より）（令和8年3月9日）

新町支石墓群の概要とこれまでのあゆみ

新町支石墓群は大正時代から知られた遺跡で、地元では畑に露出した支石墓の上石を「カンカン石」と呼び、子どもたちの遊び場になっていました。昭和61(1986)年に発掘調査が行われ、弥生時代早期～前期の支石墓群が確認されるとともに、全国初の弥生時代早期の人骨が出土し、その人骨が縄文人的特徴を残すことで、報道でも大きく取り上げられました。

この成果を受け、支石墓群の広がりを確認する調査を行うとともに、平成5(1993)年には調査成果を新町遺跡展示館が設置されました。その後、平成12(2000)年度には、日本にとって歴史上・学術上価値が高い遺跡として国史跡に指定されました。

その後、指定地の公有化を進めたのち、令和元(2019)年から史跡整備に向けた各種計画・設計を行い、令和6(2024)年度から整備工事に着手し、令和7年度末に工事が完了する予定です。

新町遺跡保存会が発足

今回の整備に合わせて、地元住民を中心に、「新町遺跡保存会」が令和7(2025)年設立されました。新町支石墓群の適切な保存と活用を図り、当該遺跡を次世代へ継承するとともに、遺跡の歴史的価値の周知を通じて、地域の誇りを育み、地域社会の発展に資することを設立目的とし、会員は現在23名、会長は中原秀和さんです。

今後は、新町遺跡保存会と市が協力して史跡の保存と活用を図っていくこととし、新町支石墓群史跡公園開園記念式典や9号人骨愛称募集イベント等も、この新町遺跡保存会と市で共催します。

史跡公園開園記念式典を4月4日に開催

令和8年4月4日10時から、新町遺跡保存会と共催で新町支石墓群史跡公園開園記念式典を行います。式典では、月形市長が史跡名を揮毫した石柱の除幕式を執り行い、式典終了後には文化課職員による史跡公園の見どころ紹介(案内)を行います。

史跡公園開園関連イベント「復顔像愛称募集」を開催

また、関連イベントとして「復顔像愛称募集」を行います。この復顔像は令和6(2024)年度に、新町9号墓出土人骨から復元したものです。現在はそのまま9号人骨と呼ばれていますが、史跡公園開園に合わせて愛称を募集します。応募されたものから選ばれた愛称は、令和8年秋に予定している講演会等の関連イベントにおいて発表し、記念品を贈呈します(別紙要項参照)。

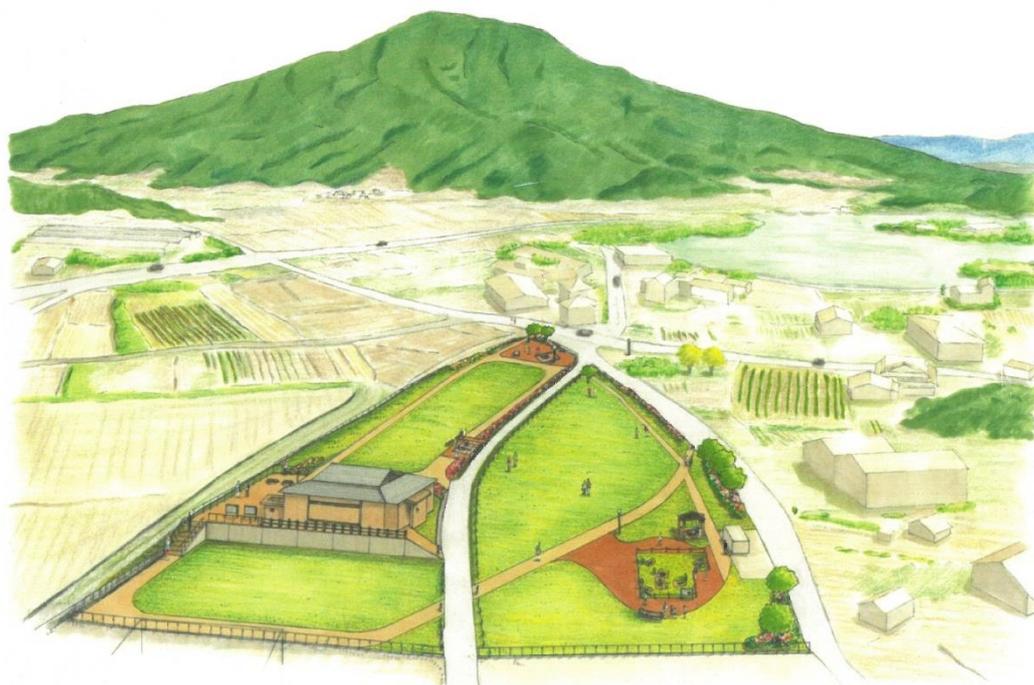
秋に行う予定の講演会等の関連イベントについては、詳細が決まり次第、改めて報告します。



9号人骨復顔像



新町支石墓群史跡公園整備状況（西側から可也山を望む）（令和8年3月9日）



新町支石墓群史跡公園整備後イメージ（令和5年3月 基本設計より）



新町支石墓群史跡公園整備状況垂直写真(令和8年3月9日)



新町支石墓群史跡公園整備状況写真(令和8年3月19日)



石棺墓復元展示(令和8年3月10日)



遺跡説明板



遺構平面表示(支石墓)



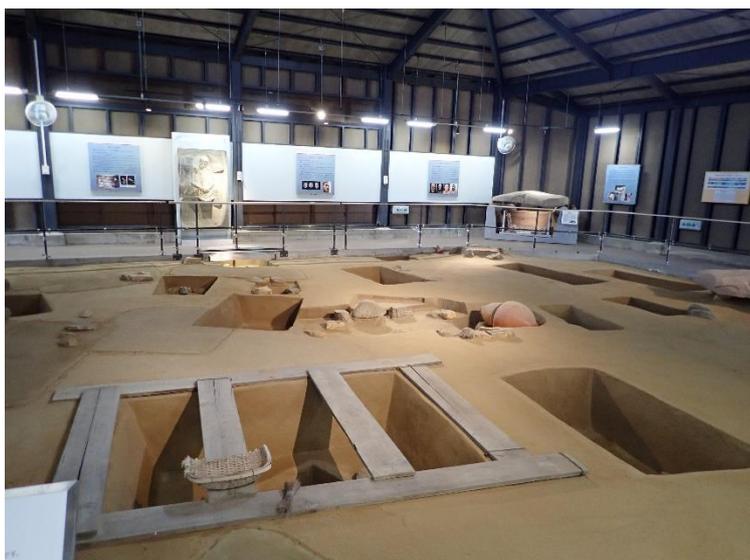
展示館と転落防止柵



トイレ設置状況



展示館外観



展示館内状況



模型設置状況



海をイメージした大型パネル

新町支石墓群「9号人骨」復顔像 愛称募集要項

1. 趣旨

国史跡 新町支石墓群（弥生時代早期～前期：約 2500 年前の遺跡）から出土し、現代の技術で顔が復元された「9号人骨」。彼が糸島の歴史を伝えるアンバサダーとして、地域の皆様や子供たちから長く愛されるよう、親しみやすい名前（愛称）を募集します。

2. 募集内容

復元モデルの愛称（ニックネーム）

- 呼びやすく、親しみを感じられるもの。
- 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットいずれも可。

3. 応募資格

どなたでも応募可能（プロ・アマ、居住地、年齢問わず）。

※お一人様何点でも応募可能ですが、1回につき1点ずつの入力をお願いします。

4. 募集期間

令和8年4月1日（水）～ 令和8年7月31日（金）

5. 応募方法

Web 応募フォーム（Google フォーム）からのみ受け付けます。

以下の URL（または二次元バーコード）にアクセスし、必要事項を入力して送信してください。

- 応募フォーム URL: [<https://forms.gle/AF5uwzi6fQ75Xut5A>]

6. 選考・発表

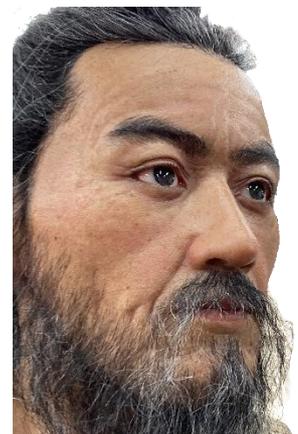
主催者（新町遺跡保存会）による厳正な審査のうえ決定し、9月に開催する新町支石墓群講演会において発表・表彰し、後日、ホームページ等で公表予定。

7. 賞品

- 最優秀賞（1名）：新町遺跡グッズ&糸島ブランド産品詰め合わせ
- 優秀賞（3名）：新町遺跡グッズ&糸島お菓子詰め合わせ

8. 注意事項（必ずお読みください）

- 採用された愛称の著作権、商標権、その他一切の権利は、主催者に帰属するものとします。
- 自作かつ未発表のもので、第三者の著作権や商標権を侵害しないものに限りします。
- 同一の愛称案が複数あった場合は、理由や抽選等により受賞者を決定します。



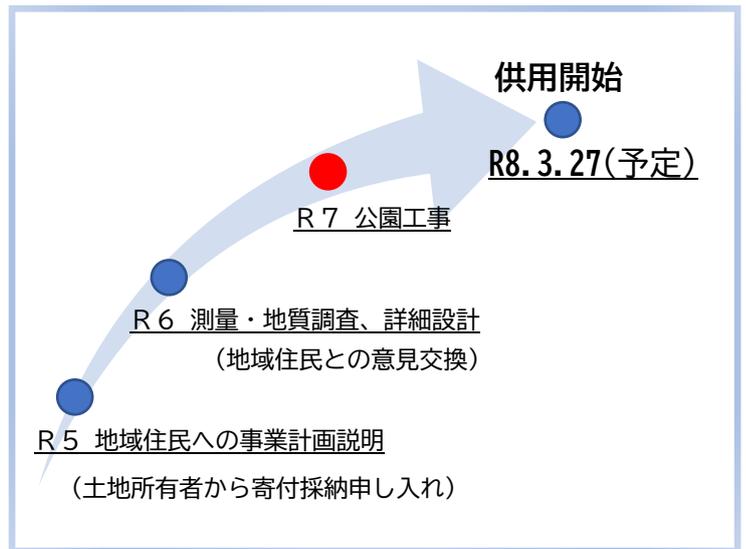
地域とともにルールづくり ボール遊びができる公園が完成

ボール遊びができる広場を備えた池田南公園が完成しました。地域の方々と意見交換を重ねながら、設置する施設やボール遊び広場の利用ルールを検討してきました。地域とともに公園づくりを進めることで、安心して利用できる場を創出し、子どもたちの遊びや地域交流の促進につなげます。

1. 背景・経過

波多江校区は市内でも公園が少ない地域であり、土地所有者から「子どもが自由に遊べる公園を整備してほしい」との申し出があり、土地の寄付採納を受けました。また、地域からも子どもを中心にボール遊びができる公園を望む声が多く寄せられていたことから、令和5年度から公園の整備を進めることとしました。

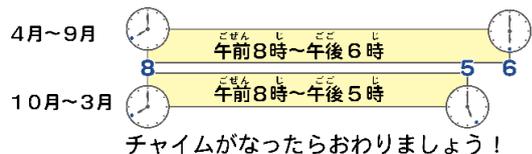
整備する施設やボール遊び広場の利用ルールについては、池田南行政区、池田南子ども会、シニアクラブと意見交換を行いながら検討を進めてきました。



いけだみなみこうえん 池田南公園 ボール遊びができる広場のルール

フェンスの中の広場では、ボール遊びができます。
みんなが楽しく遊べるように、ゆずりあい、ルールを守って使いましょう。
他の人がケガをするような危険な遊びや、他の人に迷惑をかける遊びはできません。

ボール遊びができる時間



広場でできる遊びの例



広場でできないこと



広場を使用したあとは、専用ブラシを使ってキレイにしましょう。

2. 公園概要

- 所在地 糸島市池田 798、802-1、802-2
- 公園面積 2,932 m²
 - ボール遊びができる広場 約 900 m²
 - 芝生広場 約 600 m²
 - その他（トイレ、駐車場、園路等）
約 1,400 m²
- 工事費 約 110,000 千円
- 施設概要



種別	概要
ボール遊びができる広場	防球フェンスH=4.0m、土舗装
芝生広場	複合遊具、3連ブランコ(インクルーシブ)、鉄棒、足つぼ遊具、あずまや及び縁台、ベンチ3基
駐車場・駐輪場	駐車場3台(障がい者専用1台含む)、駐輪場12台
トイレ	男性用(小便器1基)、女性用(大便器1基)、バリアフリートイレ(大便器1基・オストメイト1基)
その他	園路(As)幅3.0m、遊歩道(土系)幅1.5m、外灯(時計付)2基、防犯カメラ、ベンチ2基(背伸ばしタイプ含む)

3. その他

【お披露目会】

日時：令和8年3月28日（土）9時から

場所：池田南公園

主催：池田南行政区が中心となった「池田南公園お披露目会実行委員会」

【問い合わせ先】

糸島市 建設都市部都市施設課

施設管理係 担当：谷口、宮崎

電話番号：332-2078

メール：toshishitsu@city.itoshima.lg.jp

池田南公園 施設説明図

定例記者会見資料
令和8年3月25日
建設都市部都市施設課

遊具芝生広場 面積 約600㎡

- 芝生広場の中で、子どもたちが安心して遊べる遊具に加え、足つぼ遊具や背伸ばしベンチを整備



複合遊具



3連ブランコ
(インクルーシブ)

トイレ 建築面積 約11㎡

- 芝生広場と駐車場からアクセスしやすい位置にトイレを整備
- 身体障がい者、男性、女性が安心して利用できる施設を整備



バリアフリートイレ

植栽

- メインエントランスにはシンボルツリーを、芝生広場には木陰ができるようベンチ付近に配置
- 南側斜面へ季節感を感じられるシバザクラを配置

ホルトノキ



シマトネリコ



シバザクラ



ボール遊びができる広場 面積 約900㎡

- 外周に高さ4mの防球フェンスを設置し、ボール遊びや地域活動等で気軽にレクリエーションが楽しめる広場（土舗装）を整備
- 地域の方々と話し合い、安全なボール遊びを基本としたルールを作り、みんなでゆずりあい、楽しく遊べるよう、ルール看板を設置。



ボール遊びができる広場

池田南公園 ポール遊びができる広場のルール

フェンスの内の広場では、ボール遊びができます。みんなが楽しく遊べるように、ゆずりあい、ルールを守って遊みましょう。他の人がケガをするような危険な遊びや、他の人に迷惑をかける遊びはできません。

ボール遊びができる時間	
4月～9月	午前8時～午後6時
10月～3月	午前8時～午後5時

チャイムがなったらおわりましょう！

広場でできる遊びの例

- ★キャッチボール (やわらかいゴムボール・軟球のみ)
- ★ドリブル、パス出し、リフティング
- ★グラウンドゴルフ (平日の午前のみ)

広場でできないこと

- バットや軟たいボールを使った遊び
- フェンスにボールが当たるとボールがフェンスを飛び越える遊び
- スポーツチームの練習や試合
- 思いっきりボールを投げたり蹴ったりする遊び

広場を使用したあとは、専用ブラシを使ってキレイにしましょう。

池田市

ルール看板レイアウト

休憩施設

- 公園中央にあずまや及び縁台(収納付)を設置し、芝生広場等にベンチを設置



あずまや及び縁台、ベンチ

子育て環境の充実へ 各校区の公園に遊具を整備

市外からの子育て世代の転入が増加する中、子育て世代や地域から、乳幼児や小学校就学前の子どもが安心して遊べる遊具の設置を求める声が多く寄せられています。このため、本市では、ワンランク上の安心づくりと豊かさづくりの実現を目的に、全校区に令和4年度から令和7年度までの4年間で、小学校区単位ごとに「子育て環境応援遊具設置事業」を実施し、各公園に遊具を設置しました。

なお、遊具を設置する公園や遊具の種類については、校区区長会を通じて地域の皆さまの意見を伺いながら決定しています。

□令和7年度に設置した公園と遊具

令和7年度は9公園に遊具を設置しました。

波多江校区：板持第2公園 滑り台 1基

高田第2公園 滑り台 1基

高田第9公園 滑り台 1基

南風校区：南風西公園 スイグ遊具 3基

ほし咲公園 スイグ遊具 2基

ゆめ咲公園 スイグ遊具 2基

雷山校区：有田中央二丁目第1公園 複合遊具 1基

深江校区：二丈コミュニティプラザ 複合遊具 1基

引津校区：サーフガーデン 複合遊具 1基 スイグ遊具3基



□令和6年度以前に本事業で設置した公園の校区

令和6年度：東風校区、長糸校区、福吉校区、前原校区

令和5年度：加布里校区、怡土校区、可也校区、一貴山校区

令和4年度：前原南校区、桜野校区

□令和元年度から令和7年度までに遊具設置に要した費用

「子育て環境応援遊具設置事業」 約66,320千円

「公園遊具設置事業 ※」 約33,134千円

※令和元年から令和5年度の5か年で、「公園遊具設置事業」を実施し、中学校区単位の拠点的な5公園に、地域の意見を取り入れた遊具を設置しています。

【問い合わせ先】

糸島市建設都市部 都市施設課
施設管理係 担当：谷口、宮崎
電話：332-2078（直通）

子育て環境応援遊具設置事業一覧

年度	校区	公園	機種	台数
R7	波多江校区	板持第2公園	滑り台	1基
		高田第2公園	滑り台	1基
		高田第9公園	滑り台	1基
	南風校区	南風西公園	スイング遊具	3基
		ほし咲公園	スイング遊具	2基
		ゆめ咲公園	スイング遊具	2基
	雷山校区	有田中央二丁目第1公園	複合遊具	1基
	深江校区	二丈コミュニティプラザ	複合遊具	1基
引津校区	サーフガーデン	複合遊具	1基	
		スイング遊具	3基	
R6年度	東風校区	志登公園	複合遊具	1基
	長糸校区	瀬戸第1公園	複合遊具	1基
			スイング遊具	1基
	福吉校区	マリパーク	複合遊具	1基
	前原校区	前原第2公園	スイング遊具	2基
		筒井町第1公園	スイング遊具	2基
		前原東二丁目第1公園	スイング遊具	2基
浦志第9公園		シーソー	1基	
R5年度	加布里校区	かぶりんぱーく	複合遊具	1基
			スイング遊具	1基
	怡土校区	蔵持第2公園	スイング遊具	1基
		大門公園	複合遊具	1基
	可也校区	志摩中央公園	複合遊具	1基
	一貴山校区	歴史の里曲り田スポーツ公園	複合遊具	1基
スイング遊具			1基	
R4年度	前原南校区	笹山公園	ブランコ	1基
		伊都の杜第1公園	インクルーシブ遊具	1基
			スイング遊具	1基
		篠原公園	スイング遊具	2基
	桃山公園	ブランコ	1基	
	桜野校区	桜野コミュニティセンター	複合遊具	1基
			スイング遊具	4基

合計 45基

公園遊具設置事業一覧

年度	校区	公園	機種	台数
R5年度	志摩中学校区	芥屋の大門公園	複合遊具	1基
			スイング遊具	1基
R4年度	二丈中学校区	二丈コミュニティプラザ	複合遊具	1基
			ネット遊具	3基
			ベンチ	6基
R3年度	前原東中学校区	波多江コミュニティ広場	複合遊具	1基
			ブランコ	1基
			鉄棒	1基
			パーゴラ	1基
R2年度	前原西中学校区	前原北公園	築山	1基
			ブランコ	1基
			鉄棒	1基
			パーゴラ	1基
R1年度	福吉中学校区	福吉しおさい公園	複合遊具	1基
			ブランコ	1基
			シーソー	1基
			健康遊具	1基

合計 24基